

## 第 9 期大学分科会の審議の状況について

### 1. 第 9 期における審議実績

#### 将来構想部会

##### 我が国の高等教育に関する将来構想について

- 平成 29 年 3 月、第 111 回中央教育審議会総会において文部科学大臣より、「我が国の高等教育に関する将来構想について」諮問。大学分科会では、「将来構想部会」を設置して、概ね 2040 年頃の社会を見据えた、これからの時代の高等教育の将来構想について総合的な検討を進め、平成 30 年 11 月、第 119 回総会において「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」( )を答申。(参考資料 1)

( )主に、専門に関する知識のみではなく、文理横断型の教育への転換とともに、教育の質の保証を進め、「何を学び、身に付けることができたのか」という学修の成果の可視化の促進 地域における質の高い高等教育機会の確保のための各大学間の「強み」を活かした連携・統合の在り方や、18 歳人口の減少を踏まえた高等教育機関全体の規模、などについて提言。

- これからの時代の高等教育の将来構想について総合的な検討を行うに当たり、大学分科会将来構想部会では、「制度・教育改革ワーキンググループ」を設置した。「制度・教育改革ワーキンググループ」において、「リカレント教育の充実」、「留学生交流の推進」、「学位プログラムを中心とした大学制度」、「全学的な教学マネジメントの確立」、「学修成果の可視化と情報公表の促進」、「教育の質保証システムの確立」など専門性の高い 11 項目にわたって審議を行い、制度改正等の方向性を取りまとめた。

#### 大学院部会

##### 大学院制度と教育の在り方について

- Society 5.0 の実現、人生 100 年時代などの到来やグローバル化の更なる進展等を 2040 年頃の将来シナリオとして見据え、大学院教育が適切に対応する観点から、大学院が有する価値、優秀な人材の大学院への進学促進、博士課程修了者のキャリアパスの多様化と活躍状況の可視化、修士課程及び博士課程における教育の充実、高度専門職業人養成の充実等の特に重点的に対応するこ

とが必要な事項を中心に審議を重ね、「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～(審議まとめ)」を取りまとめた。(平成31年1月22日)(参考資料2)

専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について

- ・ 社会(「出口」)が求める高度専門職業人を養成するため、教育課程の編成や実施について、産業界等と連携する仕組み(教育課程連携協議会)や、専門職大学院の量的確保及び学部教育も含めた教育の質的向上のため、専門職大学院の必置教員が他の課程の専任教員を兼務することについて審議した。(参考資料3)

### 教学マネジメント特別委員会

教学マネジメントに係る指針の策定及び学修成果の可視化と情報公表の在り方について

- ・ 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」(平成30年11月中央教育審議会)を踏まえ、教学マネジメントに係る指針の策定及び学修成果の可視化と情報公表の在り方について検討するため、平成30年11月に「教学マネジメント特別委員会」を設置し、議論を開始した。

### 法科大学院等特別委員会

法科大学院等の教育の改善・充実について

- ・ 優れた資質を有する法科大学院志願者を回復する観点から、法科大学院と法学部等との連携強化や法学未修者教育の改善・充実の方向性を提言した「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(平成30年3月13日)を取りまとめるとともに、それを踏まえた具体的な制度改革について審議した。(参考資料4)また、法科大学院教育の質保証を図るため、各法科大学院が共通して客観的に進級判定を行う仕組みとして「共通到達度確認試験」の在り方を検討し、平成31年度から本格実施することについて結論を得た。

### 認証評価機関の認証に関する審査委員会

認証評価機関の認証について

- ・ デジタルコンテンツ系分野の専門職大学院に関する認証評価機関の認証について、評価基準や審査体制などに関して審査を行い、認証することが適当と取

りまとめた。(参考資料5)

### 専門職大学等の制度設計に関する作業チーム

専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の制度化にかかる具体的な制度設計について

- ・ 学校教育法の一部を改正する法律(平成29年法律第41号)により平成31年4月から、新たな高等教育機関として「専門職大学・専門職短期大学」が創設されることとなったことに伴い、その設置基準等具体的な制度設計について審議した。(参考資料6)
- ・ 専門職大学・専門職短期大学の趣旨を既存の大学及び短期大学の中にも活かし、既存の大学等の一部の組織において実践的かつ創造的な専門職業人養成の取組を推進するよう、大学設置基準及び短期大学設置基準等を改正し、「専門職学科」の制度を新設するため、その設置基準等具体的な制度設計について審議した。(参考資料7)

### その他

- ・ 平成28年4月、第106回中央教育審議会総会において文部科学大臣より、「第3期教育振興基本計画の策定について」諮問され、総会の下に設置された「教育振興基本計画部会」を中心に検討が行われたところ、大学分科会においても特に高等教育の観点から審議した。
- ・ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」(平成28年12月22日閣議決定)に基づき、内閣官房の下に設置された「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」において、地方を担う多様な人材を育成・確保し、東京一極集中の是正に資するよう緊急かつ抜本的な対策の検討が行われたところ、同会議における検討に資するため、大学分科会でも「地方創生に資する大学改革」の観点から審議した。
- ・ 大学設置基準等の改正に関し、具体的な結論を得たものについては、大学を取り巻く状況等に速やかに対応するため、その改正について随時答申等を行った。

## 2. 今期に継続して審議する事項

### 大学設置基準等の質保証システムの見直しについて

- ・ 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」において、引き続き、中央教育審議会において検討を行うこととした大学設置基準等の質保証システムの見直しについて、今期より大学分科会の下に新規部会を設置して審議を開始する予定。

### 教学マネジメントに係る指針の策定及び学修成果の可視化と情報公表の在り方について

- ・ 教学マネジメント特別委員会においては、教学マネジメントに係る指針の策定及び学修成果の可視化と情報公表の在り方について引き続き審議する予定。

### 大学院制度と教育の在り方について

- ・ 大学院部会においては、「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）」を踏まえ、大学全体の在り方の検討と連動しつつ、博士後期課程レベルの高度専門職業人養成にふさわしい新たな課程の在り方も含め、大学院全体の課程の在り方や大学院設置基準をはじめとする法令改正等の方向性について、引き続き審議する予定。

### 法科大学院等の教育の改善・充実について

- ・ 法科大学院等特別委員会については、法科大学院制度に関する具体的な制度改革の成果を踏まえ、未修者コースの改善・充実をはじめ、法曹養成プロセスの中核である法科大学院における教育の更なる充実について、引き続き審議する予定。

### 認証評価機関の認証について

- ・ 認証評価機関の認証に関する審査委員会においては、大学（短期大学を除く。）に関する認証評価機関の認証について、評価基準や審査体制などに関して、引き続き審査する予定。

# 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)【概要】

平成30年11月26日  
中央教育審議会

## I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

### ● 必要とされる人材像と高等教育が目指すべき姿

- 予測不可能な時代を生きる人材像
- 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく時代の变化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材
- 「何を学び、身に付けることができるのか」+ 個々人の学修成果の可視化(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)
- 学修者が生涯学び続けられるための多様な柔軟な仕組みと流動性

## II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

### ● 多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換
- リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

### ● 多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討
- 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備(研修、業績評価等)

## III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

- 全学的な教学マネジメントの確立  
→ 各大学の教学面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成
- 学修成果の可視化と情報公表の促進  
→ 単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報  
・ 教育成果や大学教育の質に関する情報の把握・公表の義務付け
- 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化

- 設置基準の見直し  
(定員管理、教育手法、施設設備等)について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた抜本的な見直し
- 認証評価制度の充実  
(法令違反等に対する厳格な対応)  
教育の質保証システムの確立

## V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 各学校種(大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院)における特有の課題の検討
- 転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

## VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果享受することを踏まえた民間からの投資や社会からの香附等の支援も重要(財源の多様化)
- 教育・研究コストの可視化
- 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示

### ● 高等教育と社会の関係

- 「知識の共通基盤」  
研究力の強化
- 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与
- 産業界との協力・連携
- 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング
- 地域への貢献

「教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元

多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与

産業界との協力・連携

雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング

地域への貢献

### ● 多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

### ● 多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
- 国立大学の一人法複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・撤退を含む、早期の経営判断を促す指導、国公立の枠組みを越えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用

### ● 大学の多様な「強み」の強化

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

## IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が「知の基盤」…

### ● 高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

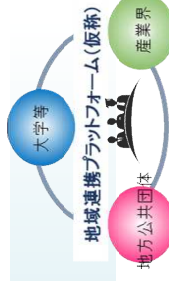
- 【参考】2040年の推計
- ・ 18歳人口: 120万人(2017)  
→ 88万人(現在の74%の規模)
- ・ 大学進学者数: 63万人(2017)  
→ 51万人(現在の80%の規模)

### ● 地域における高等教育

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築

### ● 国公私の役割

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し高等教育の発展に国公私全体で取り組む
- 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に關する一定の方向性を検討



# 「グラントデザイン答申」後の検討課題

## <中央教育審議会>

設置基準等の  
質保証システムの見直し

12月 > 1月 > 2月 > 3月

2019年度

2020年度

部会を立ち上げ  
議論開始

制度改正、  
各大学への周知

教学マネジメントに係る  
指針の策定、学修成果  
の可視化と情報公表の  
在り方の検討

教学マネジメント  
特別委員会で  
議論開始

制度改正、  
各大学への周知

## <国(文部科学省)>

「地域連携プラット  
フォーム(仮称)」のガイ  
ドラインの策定等

12月 > 1月 > 2月 > 3月

2019年度

2020年度

ガイドラインの策定  
(適宜分科会で議論)

各地域での「プラットフォーム(仮称)」  
構築の支援

「大学等連携推進制度  
(仮称)」制度の枠組み  
等の検討

法令等改正  
(適宜分科会で議論)

制度開始

国立大学について、  
一定の方向性の検討  
(どのような課程や分野で、  
どのような規模で役割を果た  
していくか)

方向性の提示

大学間の連携・統合に  
必要な制度改正  
(①国立大学の一人複数大  
学制度、②私立大学の学部単  
位等での事業譲渡の円滑化)

- ① 法令等改正
- ② 法令等改正・制度開始

制度開始

制度・教育改革WGの  
審議まとめを踏まえた  
制度改正  
(職種の明確化を含む)

大学分科会で  
議論

大学分科会で  
諮問・答申  
(大学設置基準等)

制度改正・開始

◆他に適宜省令・告示改正や通知発出等を実施

■リカレント教育、■留学生交流の推進(大学入学資格の年齢要件の緩和を含む)、■学位等の国際的通用性の確保、■高等教育機関の国際展開、■学位プログラムを中心とした大学制度、  
■多様なバックグラウンドの教員の採用と質保証、■大学間の連携による教育プログラムの多様化、■情報通信技術(ICT)を活用した教育



# ■ 2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿 ～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～ (審議まとめ) 概要

Society5.0の実現等、2040年頃の社会変化に対応するため「知のプロフェッショナル」が諸外国と遜色ない水準で活躍することが必要

## 「知のプロフェッショナル」の育成を大学院が中心的に担う。

- ① 学部段階で身に付けることが求められる論理性や批判的思考力、コミュニケーション能力等の普遍的なスキル、リテラシーのいずれも高い水準で身に付けていること
- ② 自ら課題を発見し仮説を構築・検証する力等の、大学院でこそ身に付けることが期待される、**社会を先導する力**、様々な場面で通用する**トランスファラブルな力**
- ③ 各セクターを先導できる複数の領域にわたる**高度な専門的知識**が求められ、あわせて、**STEAM**※、**データサイエンス**、幅広い**教養**が必要。

※STEAM = Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics

## 1 三つの方針を出発点とした学位プログラムとしての大学院教育の確立

### 4つの人材養成機能

- ① 研究者養成
- ② 高度専門職業人養成
- ③ 大学教員養成
- ④ 知識基盤社会を多様化する高度で知的な素養のある人材の養成

各大学院がそれぞれの強み・特色を活かして人材養成目的を見直した上で、以下の取り組みを行う。

- **学位プログラムとしての大学院教育を確立**し、大学院教育の美質化をさらに進めるため、三つの方針の策定・公表を義務付ける。「学位授与の方針」「教育課程編成の方針」「入学者受入れの方針」※  
※平成23年に義務化済み
- 人材養成目的に即して教育研究組織を柔軟に見直す。特に、学生の進路に責任を負う観点から、修了者の実態の把握・追跡等を踏まえ、進路の確保が見込めない専攻等について、**定員縮小**や社会的二コースの**高い専攻等への振替を含む見直し**が必要。

## 2 各課程に共通して求められる教育の在り方

- 学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修し、基礎的素養と専門知識の応用力等を培う**コースワーク**の充実  
(「博士課程教育リーディングプログラム」の優れた取組の普及、「卓越大学院プログラム」等を通じた優れた事例の創出、普及)
- 専門的知識と普遍的なスキル・リテラシー等を身に付ける取組として、**ダブルメジャー**、**メジャー・マイナー**や、「学部・研究科等の組織の枠を超えた学位プログラム」等の活用
- 国際的に切磋琢磨する環境を構築する観点から、**ダブル・ディグリー**、**ジョイント・ディグリー**等の推進

## 3 各課程ごとに求められる教育の在り方

- **【修士課程】** ※「高度専門職業人」高度で知的な素養のある人材の養成が主たる目的  
■ **学部段階教育との有機的な接続**、**高度・広範な専門的能力と高度の汎用的能力**、**職業社会で活用可能な実践的研究能力の育成等**  
(大学院設置基準で定められた修了に必要な単位数を超えた授業科目等の実施を含む)
- **【博士課程】**  
■ **区分制博士課程の適切な運用**、**社会の求める教育とのミスマッチの解消**  
(主専攻以外の科目の体系的履修、実務家教員による実践的教育、企業等メンターの活用等)、**PLEFD実施**、**情報提供の努力義務化**、**国際感覚を養う取組**、**産業界との共同研究等**  
(専門職大学院における課程)  
■ **コアカリキュラムの策定状況や教育課程への反映状況等の国による把握・情報発信**、**実務家教員向けFFDの充実**、**教育課程連携協議会を活用した実務家教員の能力の確認**、**国際的な評価機関による認証の促進**に向けた検討

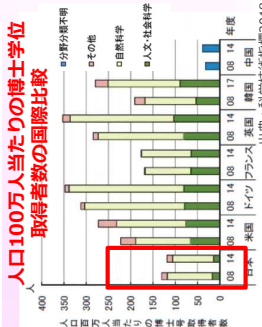
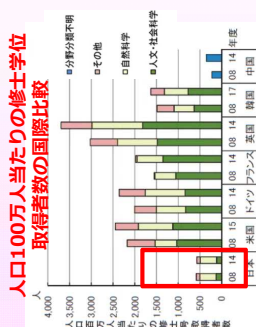
博士課程教育リーディングプログラムでは、①大学院教育の実質化、②経済的支援、③国際経験を積む機会の実現、④産業界と連携した教育研究等が進んだものの・・・

### しかし現状は数々の問題点が・・・

- ・ 諸外国に比べ**修士・博士学位取得者の割合が低い**(修士は約1/3、博士は約1/2、特に人文・社会科学で低い)にもかかわらず、**入学定員の未充足**が常態化
- ・ **大学の強みや特色を踏まえた人材養成が出来ているとは言い難い**状況
- ・ **博士後期課程は、大学院のカリキュラムと社会や企業の期待との間にギャップ**があるとの指摘

⇒ こうした課題がキャリアパスに対する不安を招き、大学院への進学を躊躇

## 2040年の社会の需要に応えていくためにも 早急に「大学院教育の体質改善」が必要



## 4 学位授与の在り方

- **研究指導体制の強化と学位審査の透明性・公平性の確保**  
(学修成果・学位論文の評価、修了認定の基準の公表) など
- **博士論文研究基礎審査の在り方の検証** など

## 5 優秀な人材の進学の促進

- **入学者選抜の改善**(「入学者受入れの方針」に沿った大学院入試の改革、大学院入学者選抜実施要項の見直し)
- **修士課程等の学生に対するリクルートの改善**(博士の魅力等の発信、ロールモデルの提供、進学の意思決定タイミングを踏まえた経済的支援の制度設計)
- **在学中に必要な学費や経済的支援の見直し提示の努力義務化** など

## 6 博士後期課程修了者の進路の確保とキャリアパスの多様化

- **博士課程修了者の活躍状況・処遇の可視化**(産業界での幹部職員の仕事取得状況、賃金や昇進状況等について情報収集・発信)
- **キャリア構築に係る大学としての組織的支援** など

## 7 リカレント教育の充実

- **実践的な教育プログラムの展開**
- **社会人の時間的・空間的障壁を低下させる取組促進**
- **履修時間・学事関係の工夫や、履修証明プログラム等の活用等** など

## 8 人文・社会科学系大学院の課題とその在り方

- **体系的な教育プログラムの確立**、身に付く能力の可視化、社会二コースに対応した新たなタイプの人材養成目的の模索、キャリアパス開拓
- **理工系の優れた取組の取り入れ**、「学部・研究科の枠を超えた学位プログラム」への参画 など

## 今後に向けて

- **大学院改革の優れた取組を「卓越大学院プログラム」を通じて支援**
- **大学院全体の課程の在り方(博士後期課程レベルの高度専門職業人養成を含む)**について引き続き検討

※研究室の状況が変化の中で、研究環境の確保について別途検討が必要



平成28年8月に取りまとめられた中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループの報告書において、関係業界や職能団体の関係者など、各専門職大学院が掲げる養成人材像と関連が深い者や学外の有識者等からなるアドバイザリーボードを設置することを義務付けるべきであると提言を受け、専門職大学の制度化にあわせて、専門職大学院も同様、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て教育課程の編成等を行う規定を設けることとした「学校教育法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、法案が成立。（平成29年5月31日公布）

## 学校教育法の改正（関連部分抜粋）

第九十九条（略）

②（略）

③ 専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その高度の専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

## これを受けて専門職大学院設置基準を改正

### 専門職大学院設置基準の改正

#### (1) 改正の概要

① 教育課程の編成方針

専門職大学院における教育課程の編成方針として、産業界等との連携による授業科目の開設や、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえ、た授業科目の開発、当該状況の変化に対応した教育課程の構成等の見直し、そのための適切な体制の整備等に関する事項を追加したこと。（第6条）

(2) 教育課程連携協議会

① 専門職大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとしたこと。（第6条の2第1項）

② 教育課程連携協議会は、次の者をもって構成するものとしたこと。ただし、専攻分野の特性その他の当該専門職大学院における教育の特性により適当でないとき認められる場合は、(ウ)の者を置かないことができるものとしたこと。

ア 学長又は当該専門職大学院に置かれる研究科の長が指名する教員その他の職員（第6条の2第2項）

イ 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するもの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者（第6条の2第2項第2号）

ウ 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者（第6条の2第2項第3号）

エ 当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認める者（第6条の2第2項第4号）

③ 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとしたこと。（第6条の2第3項）

ア 産業界等との連携による授業科目の開発及び開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

イ 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

#### (3) 施行期日

この改正は、平成31年4月1日から施行するものとする。



# 専門職大学院の教員組織の見直しについて①

社会(「出口」)や地域のニーズに対応するための新たな取組や特徴を伸ばすための取組を促進させ、高度専門職業人養成機能を一層強化させる観点から、専門職大学院における教員組織の在り方を以下のとおり見直した(平成30年4月1日から施行)。

## ①ダブルカウント(専門職学位課程と他の課程との兼務)

専門職学位課程は教育の質を確保する観点から、一定の独立の確保と教員組織の充実が求められており、修士課程と同数の研究指導補助教員を合わせた数の専任教員を配置することが求められている。  
これにより、学部との連携や学際連携が図られていないことや、修士課程から専門職学位課程へ課程を転換するにあたって、一時的に両方の課程にそれぞれ必要となる専任教員を配置する必要があることから、移行の妨げになっている。  
このため、以下のとおり専門職大学院における教員基準を緩和することにより、学部や修士課程等の連携強化等を促進させ、高度専門職業人養成機能の充実強化を図る。

### ①恒常的措置

目的：学部との連携強化や他分野との学際的連携促進による高度専門職業人養成機能の一層の強化

対応：博士後期課程との全員の兼務(現行制度) + 必修教員数のうち算定基礎となる修士課程の必要教員数までの範囲内で学部の必要教員数までの範囲内で学部の専任教員との兼務を認める(修士課程は引き続き不可)

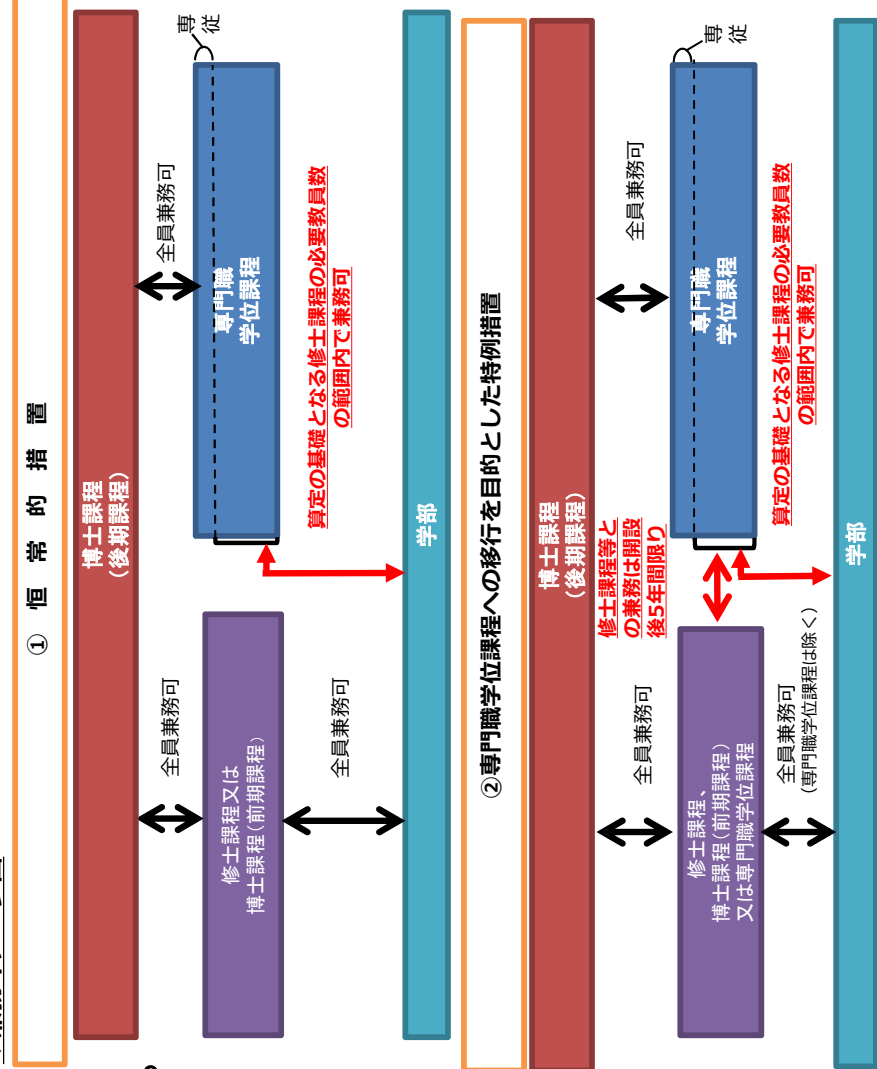
### ②専門職学位課程への移行を目的とした特例措置

目的：既存の修士課程から専門職学位課程への転換促進による高度専門職業人養成機能の一層の強化

対応：上記① + 必修教員数のうち算定基礎となる修士課程の必要教員数までの範囲内で修士課程等との兼務を認める  
条件：修士課程等との兼務は、専門職大学院を設置してから5年間を経過するまでに限る

※①②共に教育の質を確保する観点から、専門職学位課程に専従する教員を一定割合確保する

## ◆兼務イメージ図



## ＜修士課程＞

上乗せ分(2~3割程度) ⇒ 教育の質を確保する観点から、専門職学位課程に専従する教員を一定割合確保

※専門職学位課程に専従させる専任教員数の割合の考え方であり、兼務する専任教員の属性は問わない。

## ＜専門職学位課程＞

修士の1.5倍配置

研究指導教員(マル合) 研究指導補助教員(合)

## ＜修士課程＞

修士課程は全て兼務可

研究指導教員(マル合) 研究指導補助教員(合)

## ＜専門職学位課程＞

不兼務可

研究指導教員(マル合) 研究指導補助教員(合)

## ＜修士課程＞

修士課程は全ての教員が学部と兼務可となっていることを踏まえ、専門職学位課程において、算定基礎となる修士課程の必要教員数まで、兼務可とする。(概ね7~8割程度)

研究指導教員(マル合) 研究指導補助教員(合)

## ＜専門職学位課程＞

兼務可

研究指導教員(マル合) 研究指導補助教員(合)

※文部省告示175号の第3号により算出される必要教員数が適用される課程については、算定の基礎となる別表3の修士課程の分野ごとに算出される必要教員数の範囲内において兼務することを可能とする。  
(例：社会科学系大学院で収容定員600人の場合、修士課程は600÷20=30人の専任教員が必要であり、専門職学位課程は600÷15=40人の専任教員が必要であるため、その差の10人は兼務不可とし、残りの30人は兼務を可能とする)

# 専門職大学院の教員組織の見直しについて②

## ②法科大学院のほかに法学分野の専門職学位課程を置く際の教員基準の緩和

目的：涉外法務で活躍する弁護士、グローバル企業の法務スタッフ、国連等の国際機関やNGOで働く法律専門職などを目指す者のためのリカレント教育の必要性を踏まえた法科大学院以外の法学分野の専門職大学院の開設促進

対応：法学分野における修士課程の教員基準は研究指導教員数を五以上置くものとされているが、**一研究科に法科大学院以外の法学関係の専門職学位課程を設ける場合、研究指導教員は三以上置くこととする**  
(法科大学院に必要ない専任教員数は据え置き)  
 (現在の告示において、法学分野の修士課程については、公法、私法等に分割したときは、各専攻ごとに研究指導教員数を五以上から三以上置くこととし、軽減している)

## ③みなし専任教員の要件緩和

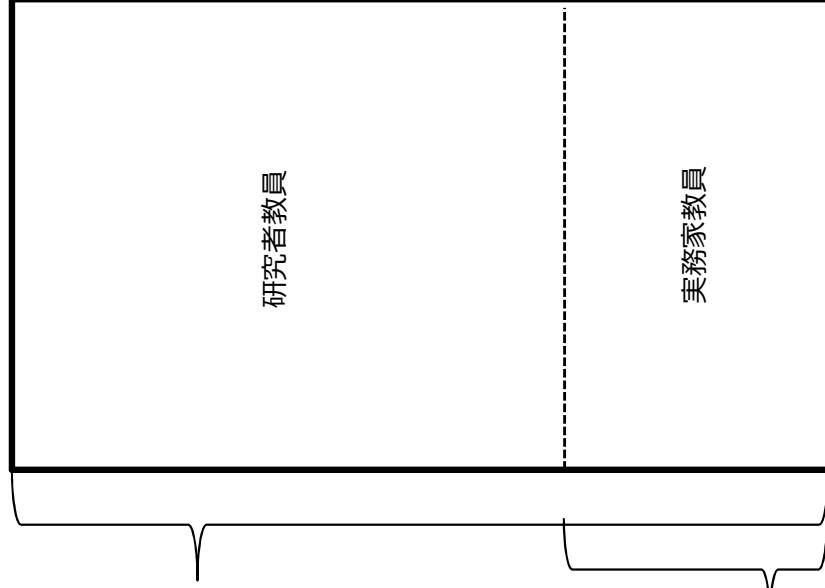
目的：ビジネスを始め各分野の一線で活躍する者や最新の実務の知識を有する者、その時々々の社会のニーズの高い分野の実務家に大学院教育に積極的に参画することを促す

対応：「みなし専任教員」の要件の**担当単位数の下限を現行の6単位から4単位へ改正**

## ◆みなし専任教員に関する見直し前のイメージ図

- ①必要な専任教員
- 1) 当該分野の修士課程の研究指導教員数の1.5倍+研究指導補助教員  
又は
  - 2) 修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算定される収容定員の数(小数点以下の端数は切り捨て)につき1人の専任教員を配置  
(告示53号第1条第1項)  
※1) 2) のいずれか多い方の数

- ②実務家教員  
必要専任教員数のうち、3割は実務家教員を配置  
(告示第53号第2条第1項)  
※法科大学院は2割、教職大学院は4割の実務家教員を配置  
(告示第53号第2条第3項,第5項)



- ③他の課程との兼務(ダブルカウント)  
博士課程(区制制の場合)は後期課程)の専任教員の兼務が可能  
(専門職大学院設置基準第5条第2項)

④みなし専任教員  
実務家教員のうち、3分の2(端数は四捨五入)の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。  
(告示第53号) 第2条第2項

## ④法科大学院の入学選抜に関する努力義務規定の削除

目的：法科大学院の入学選抜に関し、3割以上を法学未修者等となるよう努めなければならないこととなっており、この努力義務規定により入学選抜の競争性を犠牲にせざるを得ない状況であり、入学者の質の確保の観点から適当でないとの指摘があることから、各法科大学院の創意工夫による適切な入学選抜が実施できるような環境を整備

対応：法科大学院の入学選抜における**法学未修者等の割合を3割以上とする努力義務規定を削除**

# 法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性(概要)

(平成30年3月13日 中教審法科大学院等特別委員会)

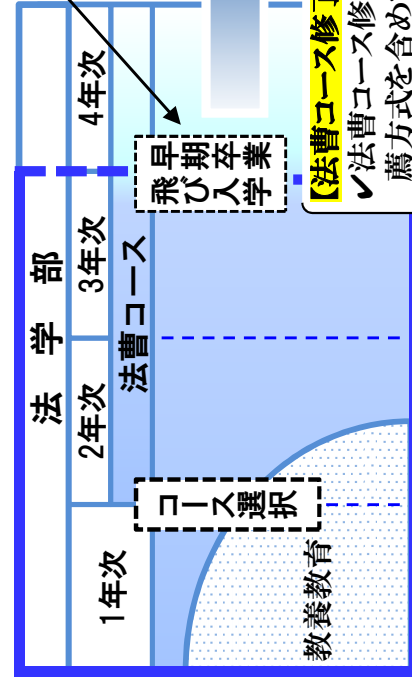
プロセスとして質の高い法曹を養成するという理念を堅持しつつ、優れた資質を有する法科大学院志願者を回復し、多様な法曹の輩出や地方における法曹養成機能に留意しつつ、学生の資質・能力に応じた期間で法曹となる途を一層充実するため、**既修者、未修者コースとも**に**制度改革を推進**。

## 【方向性①】法科大学院と法学部等との連携強化

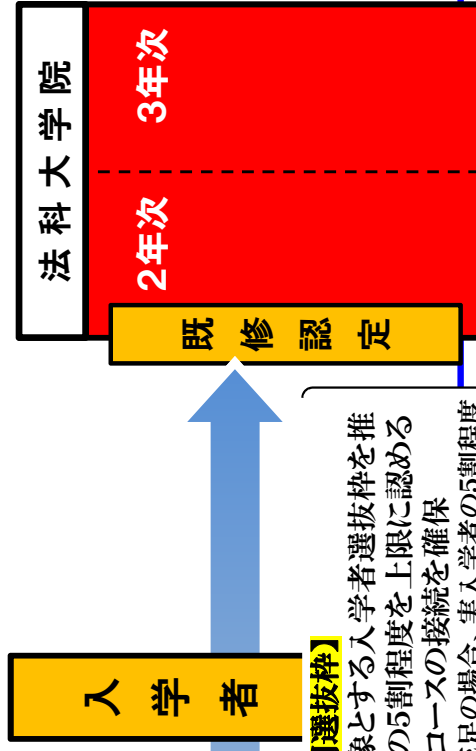
法学部に「法曹コース(仮称)」の設置を奨励し、法学部が法科大学院と連携して体系的・一貫的な教育課程を編成することにより、法曹志望が明確な学生等に対して、学部段階からより効果的な教育を行う。更に、優れた資質・能力を有する者が早期に法科大学院に進学できる仕組みを明確化する。

【学部3年次修了時点で法科大学院へ進学】

✓優秀な学生が、3年次修了時点で法科大学院へ進学できる仕組みを明確化  
⇒ **時間的・経済的負担を軽減**



地方の学生も法科大学院での学修を経て法曹となることができるよう、法科大学院を設置していない大学の法学部が他大学の法科大学院と連携して法曹コースを設置することも期待。



【法曹コース修了生の特別選抜枠】

✓法曹コース修了生を対象とする入学選抜枠を推薦方式を含めて定員(※)の5割程度を上限に認める  
⇒ 法科大学院と法曹コースの接続を確保  
(※)定員未充足の場合、実入学者の5割程度

## 【方向性②】法学未修者教育の質の改善

「共通到達度確認試験」など進級に当たっての質保証プロセスを導入するとともに、きめ細かな指導を効果的に行っている法科大学院には、その教育実績に応じ、重点的に支援。

- ✓優れた未修者教育の実例・手法等を体系化し、共有可能とする
- ✓複数法科大学院での連携のため、教育課程や入学選抜の在り方を含めて調査研究を実施
- ✓社会人の入学促進策を含め、上記以外の支援方策についても引き続き検討

他学部・社会人

- ✓入学者に占める純粋未修者や社会人経験者の割合を「3割以上」とする数値目標を見直し



- ✓進級に当たっての質保証の仕組みを導入
- ※法曹コース修了生での活用も期待

法曹養成4



# 法科大学院制度に関する具体的な制度改革案について

## 趣 旨

法曹養成プロセスの中核である法科大学院における教育の充実に資するため、3月13日の中教審提言等を踏まえ、法科大学院と法学部の連携促進による法曹を目指す学生の時間的・経済的負担の軽減や、法曹養成制度の信頼性・安定性の確保等を図る。

## 概 要

### ○ 法科大学院の教育の充実に資するため、以下の措置を講ずること

- ① 法科大学院は、教育課程、履修に求められる能力・資質、成績評価及び修了の認定の方法及び実施状況に関する情報を公表すること
- ② 司法試験及び司法修習との有機的連携の下に、法科大学院カリキュラムの更なる体系化を図ること

### ○ 法科大学院における、いわゆる法学既修者の教育の充実に資するため、以下を規定

- ① 法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を修得させることを目的として法学部に置かれた課程（法曹コース）を法科大学院が指定できること
- ② 法科大学院は、法曹コースを置き、置こうとする法学部に対して必要な協力を行うこと
- ③ 法科大学院は、法曹コースの学生に対し、入学者選抜における適切な配慮を行うこと

### ○ 法科大学院における入学者の多様性の確保等のため、以下の措置を講ずること

大学の法学を履修する課程以外の出身者（未修者）、社会人、いわゆる早期卒業・飛び入学により入学しよとする者に対する入学者選抜における配慮義務を規定。

### ○ 法科大学院入学から司法試験合格までの予測可能性を高め、法曹養成制度の信頼性・安定性を確保するため、以下の措置を講ずること

- ① 一定の期間において、平成30年度の法科大学院の入学定員（2,300人）を総定員の上限として定めること
- ② 文部科学大臣と法務大臣が法科大学院の定員について協議する仕組みを創設すること
- ③ 法科大学院が収容定員の増を行う場合について、認可事項とすること

### ○ 「3プラス2」の一層の促進を図る観点から、飛び入学を認めるに足りる優秀さの判断材料について、以下の措置を講ずること

- ・ 法科大学院への飛び入学の資格について、当該大学院を置く大学が定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者に加えて、単位の修得状況とそれに準じるものに基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認める者にも認めること

## 実施時期

制度の適用については、平成32（2020）年度を念頭に調整

## 制度改正と併せて取り組む事項

- 未修者教育への支援を含めて引き続きメリハリある予算配分を実施するとともに、優れた未修者教育の実例等を体系化するための調査研究を実施
- 未修者教育の質の保証を十分確保するため、平成31年度から「共通到達度確認試験」を本格実施

※未修者1年次から2年次の進級に当たり、各法科大学院が共通して客観的に進級判定を行う仕組みとして導入

## 公益財団法人大学基準協会の審議結果について

### 1．申請の概要

公益財団法人大学基準協会から、デジタルコンテンツ分野の専門職大学院を評価するために、文部科学大臣の認証を求める申請があったため、「認証評価機関の認証に関する審査委員会」で審査を行った。

### 2．審査委員会での論点

学校教育法等で定める認証の基準をすべて満たしていることを確認した上で、以下の審議が行われた。

#### 【主な審議内容】

デジタルコンテンツ系の範囲や適切な教員組織の構成、教育課程の編成について、大学基準協会の考え方に問題がないことを確認した。

ビジネス、情報・通信技術、アートという観点から評価体制が想定されているが、コンテンツ制作そのものの専門家が評価委員会の中に必要であるという意見があった。

会議後、実際に認証評価を行う評価委員会はどのような分野の委員で構成するのか、追加で大学基準協会に確認した。

大学基準協会が回答した委員の構成について、審査委員会の委員及び有識者に確認したところ、コンテンツ制作の専門家が2名含まれており、認証評価機関としては妥当だと考えるとの判断であった。

### 3．審査委員会の結論

デジタルコンテンツ分野の評価を行う機関として認証することが適当

# 専門職大学設置基準及び専門職短期大学設置基準(省令)の制定について

平成29年9月8日公布(平成29年文部科学省令第33号・第34号)

## 基本的な考え方

- 現行の最低基準である大学設置基準及び短期大学設置基準の水準を考慮し、その趣旨を採り入れると同時に、高度かつ実践的な職業教育を行う機関として、その特性を踏まえた適切な水準の設定を図る。
  - ※ 国際通用性を求められる「大学」の枠組みの中に位置付けられる機関として相応しい教育研究水準を担保するとともに、産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育に重点を置く、社会人の受入れも主要な機能とする等の特性を踏まえた設置基準とする。

## 教育課程の編成

- ◎ 産業界等と連携しつつ、教育課程を自ら開発・開設、不断に見直し。
- ◎ 「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力」の育成・展開及び「職業倫理の涵養」に配慮。
- ◎ 産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のため「教育課程連携協議会」の設置を義務付け。

## 授業科目

- ◎ 開設すべき授業科目として、4つの授業科目を規定
  - ①基礎科目 [4年制で20単位以上/2年制で10単位以上]
  - ②職業専門科目 [4年制で60単位以上/2年制で30単位以上]
  - ③展開科目 [4年制で20単位以上/2年制で10単位以上]
  - ④総合科目 [4年制で4単位以上/2年制・3年制で2単位以上]

## 卒業要件等

- ◎ 卒業・修了要件として実習等による授業科目について一定単位数の修得を求める。[4年制で40単位以上/2年制で20単位以上]
  - ・上記の実習等による授業科目には、企業等での「**臨地実務実習**」を一定単位数含む。[4年制で20単位以上/2年制で10単位以上]
    - ※ やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげられる場合は、企業等と連携した「連携実務演習等」による一部代替も可能とする。  
[4年制で5単位まで/2年制で2単位まで]
- ◎ 入学前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合に、当該実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなし単位認定できる仕組みを規定。  
[4年制で30単位まで/2年制で15単位まで]

## 学生

- ◎ 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務化。
- ◎ 同時に授業を行う学生数については、原則として40人以下。

## 教員

- ◎ 専任教員数については、**大学・短大設置基準の水準を踏まえつつ、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。**
- ◎ **必要専任教員数のおおむね4割以上は「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」(実務家教員)とする。**
  - ・ **必要専任実務家教員数の二分之一以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。**
    - ※ 大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求める。
    - ・ 必要専任実務家教員数の二分之一以内は、「みなし専任教員」(専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部・学科の運営について責任を有する者)で足りるものとする。

## 校地面積

- ◎ 大学・短大設置基準の水準(学生1人当たり10㎡)を踏まえつつ、一定の要件の下で弾力的な取扱いを可能とする。
  - ※ その場所に立地することが特に必要であり、かつ、やむを得ない事由により所要の面積確保が困難と認められる場合に、教育研究上支障がない限度において、当該面積を減ずることができることとする。

## 体育館等

- ◎ **原則として体育館その他のスポーツ施設を備え**るとともに、なるべく運動場を設けることを求める。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、大学外の運動施設の利用による代替措置を可能とする。

## 校舎面積

- ◎ **大学・短大設置基準の水準を踏まえつつ、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。**
- ◎ 臨地実務実習が必修である等の特性を考慮し、卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合等、一定の要件の下に、必要校舎面積を減ずることを可能とする。



# 大学等の専門職学科の制度化について【大学設置基準・短期大学設置基準の改正】

○ 大学等は、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開させるよう特別的教育課程を編成して教育を行う学科（専門職学科）を置くことができることとし、専門職学科に係る基準の特例を定める。【平成31年4月1日施行】

- ※ 大学の学部のうち、専門職学科のみ組織するものは、「専門職学部」とする。
- ※ 学科に代えて課程（大学設置基準第5条）を設ける場合等にも、同様の措置を可能とする。

## 《設置基準の特例》 [◎; 大学及び短大における特例 / ○; 大学における特例 (短大に限らず短大全体に導入)]

### 教育課程の編成

#### 【教育課程の編成方針】

- ◎ 産業界等と連携しつつ、教育課程を自ら開発・開設、不断に見直し。
- ◎ 「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力」の育成・展開及び「職業倫理の涵養」に配慮。

#### 【教育課程連携協議会】

- ◎ 産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のための「教育課程連携協議会」の設置を義務付け。

### 授業科目

#### 【開設授業科目】

- ◎ 開設すべき授業科目として、4つの授業科目を規定。
  - ① 一般・基礎科目 [4年制で20単位以上 / 2年制で10単位以上]
  - ② 職業専門科目 [4年制で60単位以上 / 2年制で30単位以上]
  - ③ 展開科目 [4年制で20単位以上 / 2年制で10単位以上]
  - ④ 総合科目 [4年制で4単位以上 / 2年制で2単位以上]

### 卒業要件等

#### 【実習等の重視】

- ◎ 卒業要件として、実習等による授業科目で一定単位数の修得を求める。
    - [4年制で40単位以上 / 2年制で20単位以上]
  - ◎ 上記の実習等による授業科目には、企業等での「**臨地実務実習**」を一定単位数含む。[4年制で20単位以上 / 2年制で10単位以上]
- ※ やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげられる場合は、企業等と連携した「連携実務実習等」による一部代替も可能とする。[4年制で5単位まで / 2年制で2単位まで]

### 【入学前の既修得単位の認定】

- 入学前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための**実践的な能力**を修得している場合に、当該**実践的な能力の修得**を授業科目の履修とみなし**単位認定**できる**仕組みを整備**。  
[4年制で30単位まで / 2年制で15単位まで]

### 教 員

#### 【専任教員数】

- 専任教員数については、**小規模の学部・学科を想定した基準を新設**。

#### 【実務家教員】

- ◎ **必要専任教員数のおおむね4割以上は「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験**を有し、かつ、**高度の実務の能力を有する者**」（実務家教員）とする。
- ◎ **必要専任実務家教員数の二分之一以上は、研究能力を併せ有する実務家教員**とする。

※ 大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求める。

- ◎ 必要専任実務家教員数の二分之一以内は、「**みなし専任教員**」(専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部・学科の運営について責任を有する者)で足りるものとする。

### 学 生

#### 【入学者選抜】

- ◎ 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務として規定。

#### 【同時に授業を行う学生数】

- ◎ 同時に授業を行う学生数については、原則として40人以下。

※ 教育上必要があり、かつ十分な教育効果をあげられる場合にはこの限りでない。

### 施設設備

#### 【校舎面積】

- 専門職学部の校舎面積について、**小規模の学部・学科を想定した基準を新設**。

- ◎ 臨地実務実習が必修である等の特性を考慮し、卒業に必要な**臨地実務実習**を実施するに当たり、実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の**使用により確保**する場合等、**一定の要件の下に、必要校舎面積を減ずることを可能**とする。

## 第9期中央教育審議会大学分科会委員

委員：平成29年2月15日発令

臨時委員：平成29年3月29日発令

：分科会長　　：副分科会長

(委員) 10名

有信 睦弘	東京大学政策ビジョン研究センター特任教授
亀山 郁夫	名古屋外国語大学長
北山 禎介	三井住友銀行名誉顧問
五神 真	東京大学総長
志賀 俊之	株式会社産業革新機構代表取締役会長(CEO)
永田 恭介	筑波大学長
日比谷潤子	国際基督教大学学長
村田 治	関西学院大学学長
室伏きみ子	お茶の水女子大学学長
山田 啓二	京都産業大学法学部教授兼学長補佐

(臨時委員) 18名

麻生 隆史	学校法人第二麻生学園理事長、山口短期大学学長
安部恵美子	長崎短期大学学長
伊東 香織	倉敷市長
大島 まり	東京大学大学院情報学環教授、東京大学生産技術研究所教授
金子 元久	筑波大学特命教授
河田 悌一	日本私立学校振興・共済事業団前理事長
黒田 壽二	金沢工業大学学園長・総長
小林 雅之	東京大学大学総合教育研究センター教授
佐藤東洋士	学校法人桜美林学園理事長・桜美林大学総長
佐野 慶子	公認会計士
鈴木典比古	公立大学法人国際教養大学理事長・学長
鈴木 雅子	株式会社ベネフィット・ワン取締役副社長
但野 茂	独立行政法人国立高等専門学校機構理事、函館工業高等専門学校校長
千葉 茂	学校法人片柳学園理事長
野田三七生	日本労働組合総連合会副会長、情報産業労働組合連合会中央執行委員長
古沢由紀子	読売新聞東京本社編集委員
松尾 清一	名古屋大学総長
吉岡 知哉	立教大学前総長、名誉教授

計 28名

安部委員の発令日は平成29年3月28日

金子，河田各委員の発令日は平成29年3月23日

野田委員の発令日は平成29年12月15日

但野委員の発令日は平成30年4月17日

第9期中央教育審議会大学分科会  
将来構想部会委員

委員：平成29年2月15日発令  
臨時委員：平成29年3月29日発令  
：部会長           ：副部会長

(委員) 5名

有信 睦弘	東京大学政策ビジョン研究センター特任教授
永田 恭介	筑波大学長
日比谷潤子	国際基督教大学学長
村田 治	関西学院大学学長
山田 啓二	京都産業大学法学部教授兼学長補佐

(臨時委員) 18名

麻生 隆史	学校法人第二麻生学園理事長、山口短期大学学長
安部恵美子	長崎短期大学学長
石田 朋靖	宇都宮大学長
金子 元久	筑波大学特命教授
黒田 壽二	金沢工業大学学園長・総長
小杉 礼子	独立行政法人労働政策研究・研修機構研究顧問
小林 雅之	東京大学大学総合教育研究センター教授
佐藤東洋士	学校法人桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴木典比古	公立大学法人国際教養大学理事長・学長
鈴木 雅子	株式会社ベネフィット・ワン取締役副社長
但野 茂	独立行政法人国立高等専門学校機構理事、函館工業高等専門学校校長
千葉 茂	学校法人片柳学園理事長
福田 益和	学校法人福田学園理事長
古沢由紀子	読売新聞東京本社編集委員
益戸 正樹	UiPath株式会社特別顧問、株式会社肥後銀行取締役
両角亜希子	東京大学大学院教育学研究科准教授
吉岡 知哉	立教大学前総長、名誉教授
吉見 俊哉	東京大学大学院情報学環教授

計 23名

安部委員の発令日は平成29年3月28日

金子委員の発令日は平成29年3月23日

石田，小杉，福田，益戸，両角，吉見各委員の発令日は平成29年5月29日

但野委員の発令日は平成30年4月17日



第9期中央教育審議会大学分科会将来構想部会  
制度・教育改革ワーキンググループ委員

委員：平成29年2月15日発令

臨時委員：平成29年7月28日発令

：座長 座長代理

(委員) 1名

日比谷潤子 国際基督教大学学長

(臨時委員) 15名

安部恵美子 長崎短期大学学長  
上田 紀行 東京工業大学リベラルアーツ研究教育院院長・教授  
金子 元久 筑波大学特命教授  
川嶋太津夫 大阪大学高等教育・入試研究開発センター長・教授  
小林 雅之 東京大学大学総合教育研究センター教授  
篠田 道夫 桜美林大学教授、日本福祉大学学園参与  
鈴木典比古 公立大学法人国際教養大学理事長・学長  
但野 茂 独立行政法人国立高等専門学校機構理事、函館工業高等専門学校校長  
濱名 篤 学校法人濱名学院理事長、関西国際大学学長  
福島 一政 学校法人追手門学院追手門学院大学特任副学長、教授  
本郷 真紹 学校法人立命館理事補佐  
前田 早苗 千葉大学国際教養学部教授  
溝上 慎一 学校法人桐蔭学園理事長代理、桐蔭学園トランジションセンター所長・教授  
美馬のゆり 公立はこだて未来大学システム情報科学部教授  
宮城 治男 NPO 法人エティック代表理事

計 16名

安部委員の発令日は平成29年3月28日  
金子委員の発令日は平成29年3月23日  
川嶋委員の発令日は平成29年5月30日  
小林，鈴木各委員の発令日は平成29年3月29日  
前田委員の発令日は平成29年6月29日  
但野委員の発令日は平成30年4月17日

第9期中央教育審議会大学分科会  
大学院部会委員

委員：平成29年2月15日発令  
臨時委員：平成29年5月30日発令  
：部会長           ：副部会長

(委員) 3名

有 信 睦 弘  
五 神 真  
室 伏 きみ子

東京大学政策ビジョン研究センター特任教授  
東京大学総長  
お茶の水女子大学長

(臨時委員) 22名

天 野 玲 子  
井 上 眞 理  
池 尾 恭 一  
大 島 ま り  
岡 島 礼 奈  
檜 見 由美子  
加 納 敏 行  
川 嶋 太津夫  
川 端 和 重  
神 成 文 彦  
車 谷 暢 昭  
小 西 範 幸  
佐久間 淳 一  
迫 田 雷 蔵  
高 橋 真木子  
田 中 明 彦  
永 里 善 彦  
沼 上 幹  
藤 原 章 正  
堀切川 一 男  
湊 長 博  
宮 浦 千 里

国立研究開発法人防災科学技術研究所審議役  
九州大学名誉教授  
明治学院大学経済学部教授、慶應義塾大学名誉教授  
東京大学大学院情報学環・生産技術研究所教授  
株式会社ALE代表取締役  
金沢大学人間社会研究域法学系教授  
日本電気株式会社中央研究所主席技術主幹  
大阪大学高等教育・入試研究開発センター長・教授  
新潟大学理事(社会連携・財務担当)・副学長  
慶應義塾大学理工学部教授  
株式会社東芝代表執行役会長CEO  
青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科長・教授  
名古屋大学大学院人文学研究科長  
株式会社日立総合経営研修所代表取締役取締役社長  
金沢工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科教授  
政策研究大学院大学長  
創造科学研究所代表  
一橋大学理事・副学長(教育・学生、大学経営戦略担当)  
広島大学大学院国際協力研究科教授  
東北大学大学院工学研究科教授  
京都大学理事・副学長  
東京農工大学副学長

計25名

大島委員の発令日は平成29年3月29日

第9期中央教育審議会大学分科会  
大学院部会専門職大学院ワーキンググループ委員

委員：平成29年2月15日発令  
専門委員：平成29年6月5日発令  
：主査　　：主査代理

(委員) 1名

有 信 睦 弘　　東京大学政策ビジョン研究センター特任教授

(臨時委員) 2名

川 嶋 太津夫　　大阪大学高等教育・入試研究開発センター長・教授

前 田 早 苗　　千葉大学国際教養学部教授

(専門委員) 9名

浅 羽 　　茂　　早稲田大学大学院経営管理研究科長・教授

大 竹 由希子　　日立金属株式会社人事総務本部人材開発・ダイバーシティ推進  
部主任部員

片 山 直 也　　慶應義塾大学大学院法務研究科教授

上 西 　　研　　山口大学学長特命補佐、大学院技術経営研究科教授

杉 本 徳 栄　　関西学院大学大学院経営戦略研究科教授

添 田 久美子　　和歌山大学学長補佐(教員養成改革担当)、大学院教育学研究  
科教職開発専攻長・教授

中 山 健 夫　　京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻長・教授(健康  
情報学)

松 崎 佳 子　　広島国際大学大学院心理科学研究科特任教授

宮 脇 　　淳　　北海道大学大学院法学研究科・公共政策大学院教授

計 12名

\* 川嶋委員の発令日は平成29年5月30日

\* 前田委員の発令日は平成29年6月29日

\* 片山委員の発令日は平成29年3月30日

第9期中央教育審議会大学分科会  
教学マネジメント特別委員会委員

委員：平成29年 2月15日発令

臨時委員：平成30年12月18日発令

：座長 　　　：座長代理

(委員) 1名

日比谷 潤 子 国際基督教大学学長

(臨時委員) 18名

浅野 茂 山形大学学術研究院教授、名古屋大学IR本部特任教授  
大森 昭生 共愛学園前橋国際大学学長  
冲 裕貴 立命館大学教育開発推進機構教授  
川並 弘純 学校法人東京聖徳学園理事長・学園長、聖徳大学・聖徳大学短期大学部学長  
小林 浩 リクルート進学総研所長・リクルート「カレッジマネジメント」編集長  
小林 雅之 東京大学大学総合教育研究センター教授  
佐藤 東洋士 学校法人桜美林学園理事長・桜美林大学総長  
佐藤 浩章 大阪大学全学教育推進機構准教授  
清水 一彦 山梨県立大学理事長・学長、筑波大学名誉教授  
但野 茂 独立行政法人国立高等専門学校機構理事、函館工業高等専門学校校長  
林 隆之 政策研究大学院大学教授  
深堀 聰子 九州大学教育改革推進本部教授  
益戸 正樹 UiPath株式会社特別顧問、株式会社肥後銀行取締役  
松下 佳代 京都大学高等教育研究開発推進センター教授  
溝上 慎一 学校法人桐蔭学園理事長代理、桐蔭学園トランジションセンター所長・教授  
森 朋子 関西大学教育推進部教授  
両角 亜希子 東京大学大学院教育学研究科准教授  
吉見 俊哉 東京大学大学院情報学環教授

計19名

小林(雅)委員、佐藤(東)委員の発令日は平成29年3月29日

益戸委員、両角委員、吉見委員の発令日は平成29年5月29日

溝上委員の発令日は平成29年7月28日

但野委員の発令日は平成30年4月17日



第9期中央教育審議会大学分科会  
法科大学院等特別委員会委員

委員：平成29年2月15日発令

臨時委員：平成29年4月24日発令

専門委員：平成29年3月30日発令

：座長                   ：座長代理

(委員)	2名	
	有 信 睦 弘	東京大学政策ビジョン研究センター特任教授
	清 原 慶 子	三鷹市長
(臨時委員)	2名	
	檜 見 由美子	金沢大学人間社会研究域法学系教授
	土 井 真 一	京都大学法学系(大学院法学研究科)教授
(専門委員)	24名	
	磯 村 保	早稲田大学大学院法務研究科教授
	井 上 正 仁	早稲田大学大学院法務研究科教授
	岩 谷 十 郎	慶應義塾大学法学部長、教授
	岩 村 正 彦	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
	大 沢 陽一郎	読売新聞東京本社編集局総務
	大 貫 裕 之	中央大学副学長、大学院法務研究科教授
	加 賀 讓 治	創価大学大学院法務研究科長
	笠 井 治	弁護士
	片 山 直 也	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	鎌 田 薫	前 早稲田大学総長
	木 村 光 江	首都大学東京大学院法学政治学研究科法曹養成専攻教授
	酒 井 圭	弁護士
	潮 見 佳 男	京都大学副学長、大学院法学研究科教授
	杉 山 忠 昭	前 花王株式会社執行役員 法務・コンプライアンス部門統括
	瀬 領 真 悟	同志社大学大学院法学研究科長・法学部長
	染 谷 武 宣	司法研修所事務局長
	高 橋 真 弓	一橋大学大学院法学研究科准教授
	中 島 康 予	中央大学法学部教授
	長谷部 由起子	学習院大学大学院法務研究科教授
	日 吉 由美子	弁護士
	福 原 道 雄	法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
	松 下 淳 一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	丸 島 俊 介	弁護士
	山 本 和 彦	一橋大学大学院法学研究科教授

計 28名

土井委員：平成29年3月30日～平成29年4月23日の間は「専門委員」として発令

檜見委員：平成29年3月30日～平成29年5月29日の間は「専門委員」として発令

福原委員：平成30年7月27日発令

第9期中央教育審議会大学分科会  
認証評価機関の認証に関する審査委員会委員

臨時委員：平成29年6月29日

：座長 座長代理

(臨時委員)

市川 太一	広島修道大学名誉教授
川嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
小林 雅之	東京大学大学総合教育研究センター教授
佐野 慶子	佐野公認会計士事務所
前田 早苗	千葉大学国際教養学部教授

計 5名

川嶋委員の発令日は平成29年5月30日

小林、佐野各委員の発令日は平成29年3月29日

第9期中央教育審議会大学分科会  
専門職大学等の制度設計に関する作業チーム委員

委員：平成29年2月15日発令

臨時委員：平成29年6月13日発令

：主査

(委員) 1名

有信 睦弘 東京大学政策ビジョン研究センター特任教授

(臨時委員) 8名

麻生 隆史 学校法人第二麻生学園理事長、山口短期大学学長

安部 恵美子 長崎短期大学学長

岡本 比呂志 学校法人中央情報学園理事長

金子 元久 筑波大学特命教授

黒田 壽二 金沢工業大学学園長・総長

佐藤 東洋士 学校法人桜美林学園理事長・桜美林大学総長

千葉 茂 学校法人片柳学園理事長

寺田 盛紀 岡山理科大学教授、名古屋大学名誉教授

計9名

麻生、黒田、佐藤、千葉各委員の発令日は平成29年3月29日

安部委員の発令日は平成29年3月28日

金子委員の発令日は平成29年3月23日